## 第5章 計画の公表・周知及び個人情報の取扱い

## 1 計画の公表・周知

計画は、被保険者や保健医療関係者等が容易に知りえるべきものとすることが重要であり、このため、国指針において公表するものとされている。具体的な方策としては、ホームページや広報おおむらを通じた周知のほか、市医師会等の関係団体をとおし医療機関等に周知する。

これらの公表・配布に当たっては、被保険者、保健医療関係者の理解を促進するため、計画の要旨等をまとめた簡易版も作成し配布する。

## 2 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いは、「個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」及び「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、並びに「大村市個人情報保護条例(平成 17 年条例第 2 号)」及び同条例施行規則等に基づいて行う。

また、個人情報を適正に取り扱うため、「国民健康保険法(平成 20 年 4 月 1 日施行分)第 120 条の 2」及び「高齢者の医療の確保に関する法律(平成 20 年 4 月 1 日施行分)第 30 条及び同第 167 条」等に守秘義務規定が設けられている。